

# 技術者登録の手引

青森県

令和8年2月

# 目 次

## 第1 技術者登録の概要

1 概要	2
2 入札参加資格審査申請との関係	2
(1) 申請の要件	2
(2) 技術者登録と申請書類の整合について	3
(3) 入札参加資格のない建設業者の技術者登録について	3
(4) 「入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）」について	3

## 第2 届出書類の作成要領

1 様式の入手方法	4
2 提出書類	4
(1) 技術者登録届出書	4
(2) 資格確認資料	5
(3) 常勤確認資料	5
3 留意事項	7

## 第3 提出について

1 提出方法	8
(1) 提出部数	8
(2) 提出方法	8

# 第1 技術者登録の概要

## 1 概要

県発注工事の設置技術者には、業種ごとに一定の資格又は実務経験を有するほか、所属建設業者との3か月以上の直接的な雇用関係が必要です。

県では、県発注工事への技術者の配置が適切になされるよう、県内に本店を有する建設業者（大臣許可業者を含む。以下「県内業者」という。）が県発注工事に配置する技術者の資格情報や手持ち工事について、システムに登録して管理しています。（経営事項審査における技術職員名簿の確認とは別で手続きが必要です。）

次の届出区分を参照し、必要な届出を行ってください。なお、県では、登録事務を公益財団法人青森県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）に委託しております。

届出区分	届出事由
新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに技術者を雇用した場合（3か月以上の直接的な雇用が必要）</li> <li>・既に雇用している従業員を新たに技術者として登録する場合</li> </ul>
追加変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者が新たな資格を取得した場合</li> <li>・資格情報に変更がある場合（資格取得後に実務経験を積んだなど）</li> <li>・監理技術者資格者証の更新を行った場合</li> <li>・監理技術者資格者証の交付番号が変更された場合</li> <li>・技術者の氏名に変更がある場合</li> </ul>
削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者の退職等により、雇用関係がなくなった場合</li> <li>・技術者としての従事をしない場合</li> </ul>

## 2 入札参加資格審査申請との関係

県内業者については、技術者登録の情報を入札参加資格審査に使用しています。

### (1) 入札参加資格審査申請の要件

入札参加資格審査申請は、申請しようとする全ての業種において技術職員を2人以上有していないと申請することができません。

土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合においては、下表に掲げる国家資格を有する技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

その他の工事を申請する場合においては、国家資格を有する技術職員又は実務経験による技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

工事の種類	国家資格	
土木一式工事	一級技術職員	一級建設機械施工管理技士、一級土木施工管理技士、技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」又は「農業農村工学」に限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」に限る。）とする者）
	二級技術職員	二級建設機械施工管理技士、二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
建築一式工事	一級技術職員	一級建築施工管理技士、一級建築士
	二級技術職員	二級建築施工管理技士（種別「建築」に限る。）、二級建築士

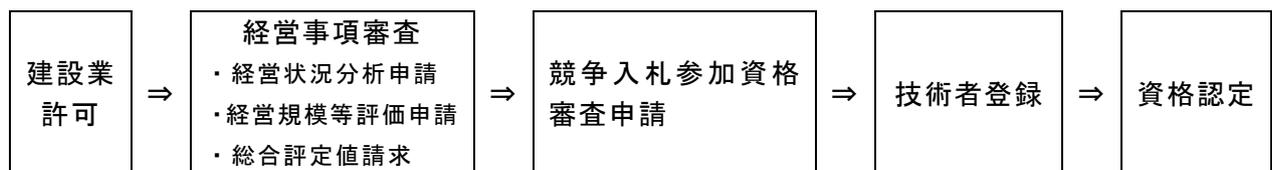
## (2) 技術者登録と申請書類の整合について

県内業者が提出する申請書類のうち、「技術職員調書」には、技術者登録されていない技術者を記載することはできません。入札参加資格審査申請にあたり、技術者や資格の情報に変更がある場合は、技術者登録の届出を確実に行ってください。

## (3) 入札参加資格のない建設業者の技術者登録について

入札参加資格のない建設業者が新規で入札参加資格審査申請を行う場合は、次の流れで資格認定を行うので、技術者登録を行う前に各種必要な手続きを行ってください。

入札参加資格審査申請を行わない（＝県が発注する建設工事を受注しない）建設業者については、技術者登録は不要です。



## (4) 「入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）」について

技術者の増減又は資格の変更等について、入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）を提出する必要はありません。

ただし、技術者の適切な配置のため、届出事由が発生する都度、技術者登録届出書ほか必要書類を建設技術センターにご提出ください。

## 第2 届出書類の作成要領

### 1 様式の入手方法

インターネットで次のサイトから技術者登録届出書の様式がダウンロードできます。

公益財団法人青森県建設技術センターホームページ

(URL <https://www.akgc.or.jp/touroku/> → 技術者登録 → 技術者登録届出書様式 → 技術者登録届出書)

### 2 提出書類

届出区分	提出書類
新規	・ 技術者登録届出書（「新規」に○）（下記（1）を参照。以下同じ。） ・ 資格確認資料（下記（2）を参照。以下同じ。） ・ 常勤確認資料（下記（3）を参照）
追加変更	・ 技術者登録届出書（「追加変更」に○） ・ 資格確認資料 ・ 雇用保険被保険者資格喪失届（実務経験者の場合に提出）
削除	・ 技術者登録届出書（「削除」に○）

#### (1) 技術者登録届出書

##### ① 共通

- ・ 届出年月日を記載してください。
- ・ 「届出者」：届出を行う建設業者の情報を記載してください。
- ・ 「行政書士等の代理人」：届出を委任する場合に記載してください。この場合、届出書に行政書士の印を押印する必要があります。また、委任状（原本）の添付も必要です。
- ・ 「許可番号」：知事許可又は大臣許可の該当しない方を取消線で消し、6桁の建設業許可番号（6桁未満の場合は先頭に0をつける）を記載してください。  
（例：「001234」）
- ・ 「氏名」：住民票のとおり記載してください。また、フリガナも記載してください。
- ・ 「生年月日」：元号を選択の上、記載してください。
- ・ 「雇1」、「雇2」：空欄のままとしてください。

##### ② 新規

- ・ 「有資格コード」：別途掲載する資格区分表を確認の上、記載してください。
- ・ 「業種コード」：有資格コード「01」～「04」及び「36」の場合並びに資格合格後に実務経験を積んだ場合にのみ、登録しようとする業種のコードを記載してください。業種コードは6ページを参照してください。
- ・ 「監理技術者番号」：監理技術者資格者証の交付番号を記載してください。

##### ③ 追加変更

- ・ 資格の追加又は変更については、追加変更のある分についてのみ、「②新規」にあるとおり記載してください。既に登録している資格の記載は必要ありません。
- ・ 氏名変更の場合は、変更後の氏名及びフリガナのみ記載してください。確認資料として、変更前及び変更後の氏名が確認できる戸籍抄本の写しを提出してください。

##### ④ 削除

- ・ 氏名、フリガナ、生年月日のみ記載してください。

コード	略号	建設工事の種類	コード	略号	建設工事の種類
01	土	土木一式工事	15	板	板金工事
02	建	建築一式工事	16	ガ	ガラス工事
03	大	大工工事	17	塗	塗装工事
04	左	左官工事	18	防	防水工事
05	と	とび・土工・コンクリート工事	19	内	内装仕上工事
06	石	石工事	20	機	機械器具設置工事
07	屋	屋根工事	21	絶	絶縁工事
08	電	電気工事	22	通	電気通信工事
09	管	管工事	23	園	造園工事
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	24	井	さく井工事
11	鋼	鋼構造物工事	25	具	建具工事
12	筋	鉄筋工事	26	水	水道施設工事
13	舗	舗装工事	27	消	消防施設工事
14	しゆ	しゆんせつ工事	28	清	清掃施設工事
			29	解	解体工事

## (2) 資格確認資料

- ・ 国家資格を有する者：資格証明書の写し
- ・ 監理技術者の資格を有する者：監理技術者資格者証（表・裏（講習修了履歴貼付））の写し  
※監理技術者資格者証を提出する場合でも、登録しようとする国家資格の資格証明書を併せてご提出ください。
- ・ 実務経験により登録する者：実務経験証明書（記載方法は別途掲載する記載例参照）

## (3) 常勤確認資料

①「住民票の写し」の原本（届出日以前3ヶ月以内のものであって、マイナンバーの記載がないもの）

### ②雇用関係確認資料

以下の書類は必ず提出時に原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように（コピーした内容が欠けていないか注意）してください。なお、個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）してください。また、書類に見切れや不鮮明な部分があると、原本の確認を要します。

#### ア 一般的な技術職員等の場合

**原則として「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「社会保険の標準報酬決定通知書・資格取得確認通知書」で確認します。**

ただし、保険加入の適用除外などの理由により提出ができない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び下表の優先順位2Bから6までのいずれか1つの資料を提出してください。なお、同じ優先順位の資料2つでは認められません。

優先順位	種類	摘要
1	雇用保険被保険者資格喪失届 ※個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、被保険者区分が「1 又は9 一般」、「4 又は5 高年齢」に限る。</li> <li>・届出日時点で資格取得日から3か月以上経過していること。</li> <li>・「有期契約労働者」「3 短期間」の場合については、資格取得日から1年以上経過していること。</li> </ul>
2	A	社会保険の標準報酬決定通知書
	A	社会保険の資格取得確認通知書
	B	住民税特別徴収税額通知書
3	中退金等の「掛金納付状況票及び退職金試算表」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建退共（建設業退職金共済）は不可</li> <li>・届出日時点で資格取得日から3か月以上経過していること。</li> </ul>
4	特定退職金共済制度退職金共済証及び加入証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出日時点で資格取得日から3か月以上経過していること。</li> </ul>
5	出勤簿	届出日から直近の3か月分以上提出
	タイムカード	
	給与支給明細書	
	源泉徴収票（賃金台帳）	
6	所属企業の雇用証明書（ <u>原本</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用年月日から届出日までの期間が3か月以上であること。</li> <li>・原本を提出</li> </ul>

イ 後期高齢者等（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）の場合  
アの表中の優先順位1、2B、3、4、5のいずれか1つの資料と下記の資料で確認します。

提出書類	要件
厚生年金保険70歳以上被用者該当届 （対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき）	次の要件を全て満たす者 ①昭和12年4月2日以降に生まれた70歳以上の者 ②厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者 ③過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者
厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届 （7月1日に対象者を雇用しているとき）	

ウ 個人事業主、専従者の場合

所得税確定申告書（申告書B第一表・第二表）を提出してください。電子申告の場合、受信通知（メール詳細）を添付してください。

#### エ 法人の役員の場合

商業登記簿謄本（写し）を必ず提出することとし、加えてアの表中の優先順位 2（社会保険関係・住民税特別徴収関係）及び法人税確定申告書の役員報酬欄を提出してください。なお、出勤簿では確認できません。

#### オ 法人の役員の同居家族の場合

アの表中の優先順位 2（社会保険関係及び住民税特別徴収関係）を提出してください。

届出日現在で住民税特別徴収税額通知書が届いていない等の理由により提出できない場合、出勤日数の分かる賃金台帳を提出してください。なお、この場合においても社会保険関係書類の提出は必要です。

### 3 留意事項

- ・平成 27 年度以前に土木・建築施工管理技士及び技術士の資格を取得した場合、解体工事の設置技術者となることができません。この場合、解体工事の設置技術者となるためには、「解体工事に関する実務経験 1 年以上」又は「登録解体工事講習の受講」が必要です。実務経験がない場合又は講習を受講していない場合は各資格の「附則第 4 条該当」の有資格コードを選択してください。
- ・各種「技士補」については、登録しようとする業種について実務経験を積んでいなければ登録することはできません。
- ・在籍出向者及び派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえないので現場に設置できません。（技術者登録できません。）
- ・実務経験証明書、雇用保険の短期者（1 年以上は一般扱い）など、期間の定めのある書類を添付する際、必ず届出日現在で要件を満たしていることが必要です。
- ・資料を提出した場合でも、内容によっては、雇用状況等の聞き取り等の口頭での確認及び追加の資料提出をお願いする場合や、技術職員等として認められない場合もあります。
- ・実務経験証明書は、建設技術センターにて受領後、青森県県土整備部監理課建設業振興グループにて追加確認を行うため、内容に疑義がある場合は県の担当者から問い合わせる必要があります。

## 第3 提出について

### 1 提出方法

#### (1) 提出部数

提出部数は1部とします。(提出された書類は返却しません。)

#### (2) 提出方法

下記提出先まで、郵送又は持参にて提出してください。

(提出先)

〒030-0822

青森市中央三丁目21-9

公益財団法人青森県建設技術センター 試験・研修部

(本手引の作成)

青森県県土整備部監理課 建設業振興グループ

(技術者登録に係る問合せ先)

公益財団法人青森県建設技術センター

<https://www.akgc.or.jp/touroku/>

〒030-0822

青森県青森市中央三丁目21-9

電話：017-718-4181

FAX：017-777-6646

(問い合わせ対応曜日・時間)

(1) 問い合わせ時間は、8:30~12:00、13:00~17:00 までとなっております。

(2) 毎週土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は休業日です。

(3) 電話対応の内容確認と品質向上のため、通話は録音させていただいています。